



福岡県医発第 1388 号（地）

平成 30 年 8 月 9 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等により
延長された介護保険関係特定権利利益に関する事務取扱について

本年 8 月 2 日付（福岡県医発第 1308 号（地）） 文書により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の規定の一部が平成 30 年 7 月豪雨による災害に適用され、介護保険関係では、平成 30 年 7 月豪雨において災害救助法が適用された市町村の区域内において業を行う者又は居住地を有する者等について、要介護認定や指定居宅サービス事業所の指定等に係る有効期間を延長し、その満了日が平成 30 年 11 月 30 日までとなった旨、ご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、当該介護保険関係権利利益の更新に関する事務については、更新申請を通常より早期に受け付ける等の柔軟な取扱いを可能とする旨の事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありました。

なお、延長された要介護認定及び要支援認定の更新をした場合、当該更新された要介護認定及び要支援認定の有効期間の起算日は平成 30 年 12 月 1 日となることから、当該有効期間の満了日については、市町村において柔軟な設定が可能であるとのことですので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也

会長 島田昇二郎

(介 89)

平成 30 年 7 月 31 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等により
延長された介護保険関係特定権利利益に関する事務取扱について

本年 7 月 24 日付（介 80）において、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の規定の一部が平成 30 年 7 月豪雨による災害に適用され、介護保険関係では、平成 30 年 7 月豪雨において災害救助法が適用された市町村の区域内において業を行う者又は居住地を有する者等について、要介護認定や指定居宅サービス事業所の指定等に係る有効期間を延長し、その満了日が平成 30 年 11 月 30 日までとなった旨、ご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、当該介護保険関係権利利益の更新に関する事務については、更新申請を通常より早期に受け付ける等の柔軟な取扱いを可能とする旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、延長された要介護認定及び要支援認定の更新をした場合、当該更新された要介護認定及び要支援認定の有効期間の起算日は平成 30 年 12 月 1 日となること、当該有効期間の満了日については、市町村において柔軟な設定が可能であるとのことですので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等により延長された介護保険関係特定権利利益に関する事務取扱について
（平 30. 7. 30 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課）



事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 30 日

各都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律等
により延長された介護保険関係特定権利利益に関する事務取扱について

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第 85 号)等により、介護保険関係権利利益(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期限の延長に関し当該延長後の満了日を平成 30 年 11 月 30 日とする措置を指定する件(老発 0719 第3号)第1の1に規定する権利利益をいう。以下同じ。)の期限の満了日が平成 30 年 11 月 30 日に延長されたところですが、当該介護保険関係権利利益の更新に関する事務については、更新申請を通常より早期に受け付ける等柔軟な取扱いを可能としますので、貴管内市町村への周知徹底を図るよう、よろしくお願いします。

なお、延長された要介護認定及び要支援認定の更新をした場合、当該更新された要介護認定及び要支援認定の有効期間の起算日は平成 30 年 12 月1日となるところ、当該有効期間の満了日については、市町村において柔軟な設定が可能です。また、平成 30 年 11 月 30 日以前に介護保険関係権利利益の更新申請があった場合には、申請者との合意の上、延長される前の介護保険関係権利利益の期限の満了日の翌日を起算日としても差し支えありません。